

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
186	ヒヤリング	2020/8/13	TS-40	工認でのサブドレンの取り扱いを確認すること。 (サブドレンは自主設備の扱いで工認の基本設計方針に反映していないということであれば保安規定への反映は不要で、マニュアル等に基づいて自主管理することになる)	コメント 回答資料 (No.186)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水排水設備は基本設計方針に記載している工認対象設備である。</li> <li>・また、地下水排水設備の耐震強化並びに電源強化を行うが、万が一停止した場合に備え自主設備として可搬式ポンプを配備している。(基本設計方針記載なし)</li> <li>・なお、地下水排水設備及び可搬式ポンプの運用については3次マニュアル「浸水防護管理要領」に定めて管理する。(保安規定への反映は不要)</li> </ul>	
187	ヒヤリング	2020/8/13	TS-40	P4,P5の注釈の扱いを整合させること。	コメント 回答資料 (No.187)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P5に注釈を追記した。</li> </ul>	
188	ヒヤリング	2020/8/13	TS-64	「使用前事業者検査の対象となる規定」は使用前事業者検査終了日以降に適用することとしているが、この場合、「使用前事業者検査の対象となる設備に関する規定」とした方が適切である。 第12条(運転員等の確保)について、運転員、緊急時対策要員等の配置は燃料装荷前からであったとしても、それら要員の力量付与・認定の仕組みは保安規定施行後から適用すべきで、NRAはそれを原子力規制検査で確認したいと考えている。 また、他号炉に燃料装荷を行わない旨は、保安規定施行後から適用すべきと考える。 附則の記載を再検討するとともに、各条文をどのタイミングで適用するのか、説明すること。	TS-64(改訂1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「使用前事業者検査の対象となる規定」を「各原子炉施設に係る規定」に見直した。</li> <li>・要員の力量付与・認定の仕組みは保安規定施行から適用する旨明確にした。</li> <li>・他号炉の燃料装荷を行わない旨、附則で明確にした。</li> <li>・17条、17条の2～9については、7号炉の発電用原子炉に燃料体を挿入する前の時期における各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとした。ただし、それ以降に実施する使用前事業者検査の対象となる設備に係る規定については当該検査終了日以降に適用する。</li> </ul> <p>詳細は、TS-64で説明する。</p>	